

公共工事の「中間前金払制度」について

中間前金払制度とは、前払金（請負金額の10分の4以内）を受け取った建設工事において、さらに一定の要件を満たしている場合に、前払保証事業会社の保証を条件に前払金（請負金額の10分の2以内）を追加して受け取ることができる制度です。

中間前金払制度は、部分払に比べて、手続きが簡素化・迅速化され、工事代金が早く支払われます。

対象工事

設計金額が300万円以上の建設工事（前金払の対象と同じです）

支払要件 ※次のすべてを満たしていることが必要です

1. 工期の2分の1を経過していること
2. 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること
3. 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること
4. 既に前金払の支出が行われていること
5. 部分払の支出が行われていないこと

中間前払金の額

請負金額の10分の2以内の額です。ただし、前払金と併せて請負金額の10分の6以内の額となります。

請求手続

- ① 中間前金払認定請求書を工事担当課に提出してください。
- ② 支払要件を満たしていることを確認後、町が認定調書を発行します。
- ③ 認定調書を添えて保証事業会社に保証の申込みをします。
- ④ 保証事業会社から保証書が発行されます。
- ⑤ 中間前払金請求書に、保証事業会社から発行された保証書を添えて、工事担当課に提出してください。
- ⑥ 中間前払金の支払いを行います。（振込は前払金支払いと同じ口座）

